

男女共同参画施設等（男女共同参画センター、  
東部及び西部勤労婦人センター）指定管理者

# 提 案 書

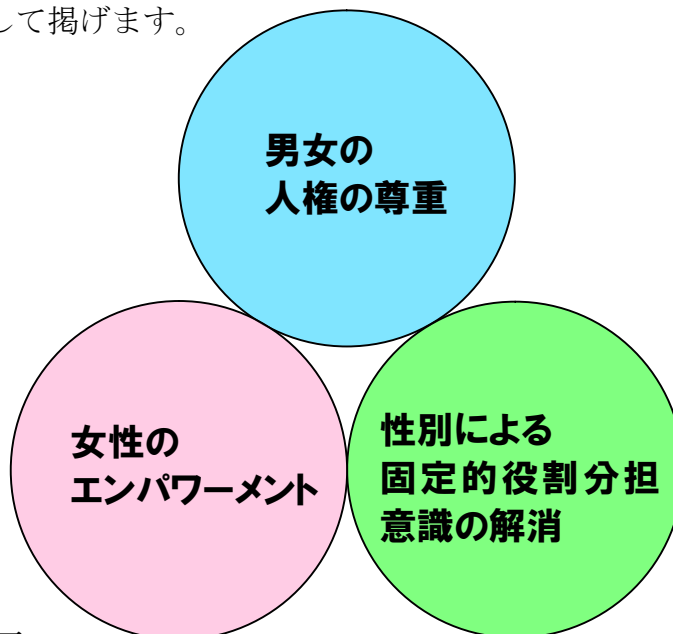
団体名：公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

(ア) 理念

施設の管理を行うにあたり、男女共同参画社会の形成を推進するため、次の3つを理念として掲げます。



(イ) 基本方針

a 施設運営面

①男女共同参画の視点の徹底

男女共同参画の考え方をすべてのプログラムや活動に反映させて事業展開を図ります。

②市民の自主的な活動支援

男女共同参画センターでの市民企画事業、自主グループなどの支援や勤労婦人センターにおける市民活動支援・連携事業など、市民の自主的な活動を支援します。

③課題解決型事業の実施

女性のキャリアアップや就業継続、男性の介護や家事参画、女性に対する暴力など男女共同参画社会の形成を推進するための様々な課題解決に向けて有効な事業を行います。

④国際的な視点などの当法人の特色を取り入れた事業の展開

アジアの女性のエンパワーメントと連帯に資する当法人の国際的な知見とネットワークや、プログラム開発などの研究成果を3館の事業企画に生かします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

## ⑤これまでの経験を生かした3館の有機的連携による拠点機能の強化

男女共同参画センター、東部・西部勤労婦人センターの3館それぞれの設置目的に沿った役割を踏まえ、3館一体の管理・運営により、有機的に連携することによって、男女共同参画社会形成の推進拠点としての役割を強化します。

また、これまでに培った経験とノウハウを生かした男女共同参画事業の実施や施設運営を行います。

## b 施設管理面

## ①公平・公正な管理運営

地方自治法に基づき、公の施設として、市民に公平・公正な管理運営を行います。

## ②安全・安心な施設運営

市民が安全に、安心して利用できるように、細心の注意を払い、様々なリスク管理を行いながら、安全・安心を第一に考えた施設運営を行います。

## ③市民サービスの向上を目指す施設運営

利用者の立場に立ったサービスの向上を目指し、施設運営を行います。

## ④環境に配慮した運営

「環境未来都市」北九州市の施設として、事業及び管理運営において、環境に配慮した運営を行います。

## ⑤暴力団を排除する施設運営

施設運営にあたり、北九州市暴力団排除条例に基づき、暴力団等の排除について必要な措置を講じます。

## ⑥効果的・効率的な施設運営

経費の節減や事務改善を行い、常にコスト意識を持った施設運営を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財産基盤について

(ア) 人的基盤

職員の雇用状況

(平成27年10月1日現在)

雇用種別	人員	平均勤続年数	雇用の位置づけ等
市派遣職員	6名	1.4年	管理監督業務として、課のマネジメントのほか、市や関係機関、市民団体との調整が求められ、市職員としての知識や経験を必要とする職員
嘱託職員A (管理職、コーディネーター)	5名	6.2年	管理監督業務として、施設や課のマネジメントが求められ、また、コーディネーターとして、ジェンダーに関する知見が求められ、それぞれの専門の知識や経験を持つ職員
嘱託職員B	30名	2.6年	経理、窓口受付、事業企画・実施、相談、研究補助等の通常業務を行う職員
市OB職員	3名	2.7年	管理監督業務として、部門のマネジメントのほか、市や関係機関、市民団体との調整が求められ、行政職員としての知識や経験を必要とする職員
計	44名	-	-

※44名中男女共同参画センター・勤労婦人センター勤務者は31名

※相談室長は子ども家庭局子育て支援課所属

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

(イ) 財産基盤

a 基本財産

金額	329,245,773 円
出資者	北九州市 (91.1%)、市民、企業
運用方法	国債、地方債等により安全に運用

b 財政状況

予算については、収入は、自主財源と市からの補助金・委託料からなり、安定的な財産基盤を確保しています。支出は、予算の範囲内で、経費節減に努めながら、効果的な活用を行っています。

また、公益法人であるため、補助金、委託料の不要額は、市に返還し、収益や内部留保がないよう努めます。

c 収入状況

区分	25年度決算額	26年度決算額	27年度予算額
全会計	434,453 千円	424,099 千円	445,562 千円
うち指定管理料	305,383 千円	338,285 千円	354,506 千円

※平成 26 年度より「北九州市大手町ビル維持管理業務委託」を指定管理料に含む

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A 4 版) を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

公の施設の管理運営の実績

- ① 平成7年度（開所時）から17年度まで11年間、市の委託による北九州市立男女共同参画センターを管理運営
- ② 平成18年度から27年度まで10年間、指定管理者として北九州市立男女共同参画センターを管理運営
- ③ 平成23年度から27年度まで5年間、指定管理者として北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センターを管理運営

男女共同参画センター及び勤労婦人センターでは、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画に関する啓発事業、就業支援事業、相談事業、情報収集・提供事業、市民活動支援事業、託児事業等の事業を行っています。

特に男女共同参画センターは、全市的な視点で事業を展開しており、調査研究事業、情報収集・提供事業に特色ある事業を行っています。

また、勤労婦人センターでは、資格取得講座などの就労支援事業に力を入れるとともに、地域拠点施設として地域性を生かした事業を行っています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 1-(3) 実績や経験など

各年度の主な実績（男女共同参画センター）

年 度	主な実績	利用者数
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーブフェスタ 2011（来館者 74,225 名）を開催</li> <li>・『ジェンダー白書 8 ポップカルチャーとジェンダー』を発行</li> <li>・「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座」を開講</li> <li>・北九州市立大学との連携事業（ムーブ学生生活動プロジェクト）を開始</li> </ul>	268,487 人
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーブフェスタ 2012（来館者 57,927 名）を開催</li> <li>・『ジェンダー白書 9 アクティブシニアが日本を変える』を発行</li> <li>・対人援助職者セミナー「LGBT について知っていますか？～性的マイノリティの人権と現代社会～」を実施</li> </ul>	268,742 人
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーブフェスタ 2013（来館者 55,372 名）を開催</li> <li>・「ケアメン養成講座」を開講、ムーブ叢書『男の介護 そして、ケアメンになる。』を発行</li> <li>・男性相談員による男性のための電話相談を開設</li> <li>・ムーブホームページをリニューアル</li> </ul>	265,647 人
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーブフェスタ 2014（来館者 55,141 名）を開催</li> <li>・ムーブ叢書『北九州市の男女共同参画統計データ集 2014』を発行</li> <li>・『北九州市における女性の活躍推進実態調査報告書』および『概要版』を発行</li> <li>・ムーブ・レディス映画祭 映画『人生、いろどり』&amp;いろどりカフェを実施</li> <li>・「ケアメン養成講座&amp;啓発冊子『男の介護 そして、ケアメンになる。』」が全国女性会館協議会第 8 回事業企画大賞奨励賞を受賞</li> </ul>	271,406 人
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーブ開所 20 周年記念式典、ムーブフェスタ 2015（来館者 56,333 名）を開催</li> <li>・ムーブ開所 20 周年記念男女共同参画川柳コンクール（応募 890 名 2675 句）を実施</li> <li>・男女共同参画講座「与謝野晶子」（20 周年プレイベント）を実施</li> <li>・ムーブ・レディス連携事業「ムーブ・レディス映画祭」、「俺メシ」を実施予定</li> <li>・企業における女性の活躍に関する事例集を発行予定</li> </ul>	—

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 1-(3) 実績や経験など

各年度の主な実績（勤労婦人センター）

年 度	主な実績		利用者数
平成 23 年度	もじ	・開館 24 周年記念講演会（参加者 225 名）を開催 ・レディースもじフェスティバルを開催	116, 107 名
	やはた	・開館 34 周年記念講演会（参加者 190 名）を開催 ・レディースやはたフェスティバルを開催	90, 054 名
平成 24 年度	もじ	・開館 25 周年記念講演会（参加者 275 名）を開催 ・レディースもじフェスティバルを開催	107, 239 名
	やはた	・開館 35 周年記念講演会（参加者 308 名）を開催 ・レディースやはたフェスティバルを開催	90, 097 名
平成 25 年度	もじ	・開館 26 周年記念講演会（参加者 218 名）を開催 ・レディースもじフェスティバルを開催	97, 185 名
	やはた	・開館 36 周年記念講演会（参加者 232 名）を開催 ・レディースやはたフェスティバルを開催	94, 213 名
平成 26 年度	もじ	・開館 27 周年記念講演会（参加者 295 名）を開催 ・レディースもじフェスティバルを開催 ・ムーブ・レディース映画祭 映画「燦燦」を実施	104, 696 名
	やはた	・開館 37 周年記念講演会（参加者 288 名）を開催 ・レディースやはたフェスティバルを開催 ・ムーブ・レディース映画祭 映画「マルタのやさしい刺繍」を実施	106, 656 名
平成 27 年度	もじ	・開館 28 周年記念講演会（参加者 273 名）を開催 ・レディースもじフェスティバルを開催 ・ムーブ・レディース連携事業「ムーブ・レディース映画祭」、「俺メシ」を開催予定	—
	やはた	・開館 38 周年記念講演会（参加者 140 名）を開催 ・レディースやはたフェスティバルを開催予定 ・ムーブ・レディース連携事業「ムーブ・レディース映画祭」、「俺メシ」を開催予定	—

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。



1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

(ア) 管理運営に必要な経験、知識、資格を持つ職員

行政経験、学識経験豊かな幹部職員やジェンダー関連の専門職員をはじめ、男女共同参画センター及び勤労婦人センターの管理運営で培った経験やノウハウを有した職員が一体となって、管理運営にあたっています。

区 分	経験、知識、資格等	
理事長	国家公務員として長年行政経験があり、特に労働省婦人局婦人福祉課長の職に従事した経験や、国際連合事務局婦人の地位向上部社会問題担当官兼第3回世界女性会議準備事務局員やILO ジェンダー特別アドバイザー・駐日代表など、国際連合での勤務経験あり 都内大学で客員教授をしており、現在も継続	
専務理事（男女共同参画センター所長兼務）	北九州市の幹部職員として長年行政経験があり、特に男女共同参画推進部長、子ども家庭局長の職に従事した経験あり	
事務局長（総務部長兼務）	北九州市の幹部職員として長年行政経験があり、特に教育委員会総務課長、保健福祉局障害福祉部長の職に従事した経験あり	
主席研究員	ジェンダー分野を専門にした研究員 北九州市からの派遣職員であり、特にアジア女性交流・研究フォーラム国際交流課長、男女共同参画センター副所長の職に従事した経験あり	
男女共同参画センター副所長	北九州市からの派遣職員であり、特に男女共同参画推進課調査啓発担当係長、市民センター館長の職に従事した経験あり	
東部勤労婦人センター館長	中学校教諭、市民センター館長の職に従事した経験あり	
西部勤労婦人センター館長	NGO職員として、女性の自立支援の職に従事した経験あり	
コーディネーター	ジェンダー分野を長年専門にした専門スタッフ 県内大学で准教授をしており、現在も継続	
その他	防火対策	甲種防火管理者
	利用者安全対策	第一種衛生管理者
	相談業務	相談業務に関する実務経験のある者

※男女共同参画センターについては前項アのとおり、平成7年7月の開所以来、東部及び西部勤労婦人センターについては平成23年4月より管理運営しており、当法人にはノウハウが蓄積されています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について

(ア) 当財団が施設の管理運営を行うに当たり、目指すこと

次の7つを目標に、男女共同参画推進の拠点施設として、第3次北九州市男女共同参画基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組み、充実を図ります。

## ①性別による固定的役割分担意識の解消

平成23年度市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に否定的な人の割合が53.8%となり、初めて肯定的な人の割合を上回ったものの、依然として肯定的な人が38.7%いることから、より一層の性別による固定的役割分担意識の解消を目指します。

## ②働く場をはじめ様々な分野での女性のエンパワーメントの推進

女性の人権尊重はもとより、生産年齢人口の減少を補い、新しい発想によるイノベーションを図るため、職場や地域などで女性が潜在能力を発揮することができるよう、女性のエンパワーメントを行う事業の充実を目指します。

## ③次世代育成の視点を重視

若い世代が男女共同参画について理解し、将来を見通して自己形成ができるよう、若い世代の男女共同参画事業等への参画の促進を目指します。

## ④男性の視点からの男女共同参画の推進

男女共同参画の推進は男性にとっても重要であり、男性自身の固定的役割分担意識の解消を図るとともに、男性の地域生活や家庭生活への参画を推進するために、男性の男女共同参画事業への参画の促進を目指します。

## ⑤女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶

男女がともに個人として尊重される社会の実現を図るため、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの重大な人権侵害行為の根絶に向けて相談事業や啓発事業の充実を目指します。

## ⑥情報の収集・発信の充実

男女共同参画に関する情報の収集・発信については、男女共同参画に関する情報収集に積極的に努めるとともに、専門性を確保しつつ、より幅広い人に興味を持ってもらえる情報発信を目指します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

## ⑦市民の自主的な活動の支援

男女共同参画センターや勤労婦人センターでの市民による自主的な活動を支援することで、自主的な活動の継続及び広がりを目指します。

## (イ) 目標

男女共同参画センター、勤労婦人センターともに、男女共同参画に対する様々な課題の解決や啓発のための講座を行っています。すでに多くの講座を開講しているため、現在の講座数を維持しながら第3次北九州市男女共同参画基本計画に沿って、社会のニーズに対応するため、常にスクラップ・アンド・ビルドを行い講座内容の充実に努めます。

相談業務については、現在多くの相談を受理しています。これからも相談しやすい窓口を目指します。

また、男女共同参画センター及び勤労婦人センターでは講座や相談事業などの主催事業だけでなく、グループ活動室などを利用した市民の自主的な活動の支援も行っています。これらの他に、利用していない部屋は貸室を行っており、貸室の利用促進を行います。貸室利用も含めた全体の利用者数の維持に努めます。

したがって、施設の管理運営に関する目標として「講座数」「相談件数」「利用者数」を数値目標として設定し、具体的には平成23年から平成26年までの実績（平均）を目標とします。

## 【目 標（数値目標）】

項目		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
講座数	ムーブ	120 講座	120 講座	120 講座	120 講座	120 講座
	レディス	180 講座	180 講座	180 講座	180 講座	180 講座
相談件数	ムーブ	4,300 件	4,300 件	4,300 件	4,300 件	4,300 件
	レディス	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件
利用者数	ムーブ	268,500 人	268,500 人	268,500 人	268,500 人	268,500 人
	レディス	201,500 人	201,500 人	201,500 人	201,500 人	201,500 人

※レディスの相談件数は「女性のための無料法律相談」及び「女性のための相談室」をそれぞれ毎月1回（2時間）実施した場合の目標件数。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### イ 政策支援を図るための効果的な取り組み

#### ○男女共同参画社会の形成の推進についての考え方

##### (ア) 男女共同参画社会の形成の推進についての考え方

- a 性別について抱くイメージや固定的な考え方や行動パターンにとらわれずに、私たち一人ひとりが個人として「平等」に扱われるべきだという考え方です。  
つまり、社会的、文化的、歴史的に作られた「男女という属性」によって私たちの行動や思考が規定されるものではなく、すべての個人がその希望や意欲や能力に応じて、自分の人生を選び取ることができ、また、政治、経済、社会及び文化のあらゆる分野で活躍できる社会であるべきと考えています。
- b また、男女共同参画社会とは、男性はこれまで積極的にかかわってこなかった家庭や地域にもかかわり、女性はこれまで継続的にかかわってこなかった職業生活にもかかわることで、男女が家庭、職場、地域において「共に責任を」果たすことが期待される社会であると考えます。

#### 男女共同参画社会基本法 第2条（定義）より抜粋

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

#### 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例 第2条（定義）より抜粋

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

c そして、男女共同参画社会の形成は、次の基本理念の基に推進しなければなりません

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤性に関する個人の意思の尊重と生涯にわたる健康の保持等
- ⑥国際的協調

男女共同参画社会基本法

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

(基本理念)

第3条 1～4 略

5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

d 男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられ、本市においても、市政の重要課題であるとされています。したがって、国、地方公共団体だけではなく、市民、事業者を含めすべての人が、男女共同参画社会の実現に向けて、協力してかかわる必要があります。

### 男女共同参画基本法

#### 前文より抜粋

男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

#### 第8条（国の責務）

#### 第9条（地方公共団体の責務）

#### 第10条（国民の責務）

### 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

#### 前文より抜粋

男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

#### 第4条（市の責務）

#### 第5条（市民の責務）

#### 第6条（事業者の責務）

当法人も、このような考え方のもと、男女共同参画社会の形成の推進に関する取り組みを進めています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(イ) 当法人の男女共同参画社会の形成の推進に関する姿勢、取り組み状況

## a 男女共同参画社会の形成の推進に関する姿勢

当法人は、女性問題は基本的人権にかかわる問題であり、また、女性だけの問題でなく、男性を含む社会全体の世界的に共通な問題であるという観点から、男女共同参画による社会づくりが必要であるという認識に立ち、設立されました。

このような女性問題に関する認識と国際婦人年以来のさまざまな活動を踏まえ、当法人は、女性の地位向上とアジア地域の連帯・発展の核として、国際的な活動を行いながら、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

## b 男女共同参画に関する事業の取り組み状況

## (a) 男女共同参画センターの管理運営

開所時（平成7年度）から事業受託者として管理運営し、引き続き平成18年度から指定管理者として管理運営しています。

## (b) 東部勤労婦人センター及び西部勤労婦人センターの管理運営

平成23年度から指定管理者として管理運営しています。

## (c) 日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する事業

日本及びアジア地域の女性問題に関する調査・研究、交流・研修、情報収集・発信事業を行っています。

## 調査・研究事業

- ・ 調査研究
- ・ 客員研究員研究
- ・ KFAW アジア研究者ネットワークの拡大
- ・ プログラム開発及び実施
  - 「デートDV 予防教育のためのプログラム」
  - 「女子学生のためのキャリア形成プログラム」
- ・ 研究誌の刊行
  - 『アジア女性研究』
  - 『KFAW 調査研究報告書』
- ・ 研究報告会の開催

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### 交流・研修事業

- ・「アジア女性会議ー北九州」の開催
- ・国際理解セミナー等の開催
- ・海外の拠点づくりとネットワーク形成
- ・スタディツアーの実施
- ・国連女性の地位委員会への参加と報告会の実施
- ・「行政官のためのジェンダー主流化政策」(JICA 受託事業)の実施

### 情報収集・発信事業

- ・情報誌『Asian Breeze』の発行
- ・海外通信員事業の実施
- ・ホームページ及び Facebook の更新

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。



2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

○男女共同参画センター、東部及び西部勤労婦人センターの位置付けや役割

(ア) 男女共同参画センター

a 男女共同参画センターは、市の条例において、次の役割を担う、男女共同参画の拠点施設として位置づけられています。

(a) 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施

(b) 市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点施設

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

(男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

b 北九州市立男女共同参画センター条例第2条で次の事業を行うこととされています。

(a) 講座、講演会、研修会等を開催すること。

(b) 各種の相談に関すること。

(c) 図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(d) 市民及び民間の団体の交流の支援に関すること。

(e) センターの施設等を利用に供すること。

(f) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

北九州市立男女共同参画センター条例

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。

(2) 各種の相談に関すること。

(3) 図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(4) 市民及び民間の団体の交流の支援に関すること。

(5) センターの施設等を利用に供すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

- c 第3次北九州市男女共同参画基本計画においても、拠点施設として、第3次北九州市男女共同参画基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組み、充実を図ることとされています。

第3次北九州市男女共同参画基本計画

I-3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現 (4) 男女共同参画の観点からの国際的相互交流・連携の推進、拠点施設における取り組みの推進 より抜粋

男女共同参画センター・ムーブ等の拠点施設は、第3次基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組み、充実を図ります。

- d 第2次北九州市DV対策基本計画においても、ムーブはDVなどの人権侵害相談の相談窓口として位置づけられています。

第2次北九州市DV対策基本計画(第3次北九州市男女共同参画基本計画V-1)

2 DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実 (2) 配偶者暴力相談支援センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による相談体制の充実 より抜粋

男女共同参画センター・ムーブ等における人権侵害相談窓口での相談体制の充実を図ります。

これら条例及び第3次北九州市男女共同参画基本計画及び第2次北九州市DV対策基本計画に沿って、これまでの実績を踏まえつつ、具体的事業を行うことが男女共同参画センター及び勤労婦人センターの役割と考えます。

また、事業実施にあたっては、企業、学校、地域等との連携を図ることで、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するように努める必要があると考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### (イ) 東部及び西部勤労婦人センター

a 勤労婦人センターは、「働く婦人の家」として、勤労婦人及び勤労家庭の主婦の福祉の増進に関する事業を行う施設として位置づけられています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(平成7年6月9日法律第107号による改正前)(改正後も効力を有する。)

(働く婦人の家)

第30条 地方公共団体は、必要に応じ、働く婦人の家を設置するように努めなければならない。  
2 働く婦人の家は、女子労働者に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等女子労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

第3条(設置) 別表第1より抜粋

女性労働者に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことにより、女性労働者の福祉の増進に資する。

北九州市立勤労婦人センター管理運営要綱

(使用者の範囲)

第2条 婦人センターを使用することができる者は、北九州市内に居住するか若しくは勤務する勤労婦人又は、勤労者家庭の主婦とする。但し、市長が特に認めた者については、この限りではない。

b 北九州市の男女共同参画基本計画において男女共同参画センターとともに男女共同参画の拠点として位置づけられている施設であり、地域拠点の役割を担う施設であると考えます。

北九州市男女共同参画基本計画[第2次]第6章より抜粋

北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”、北九州市立勤労婦人センター“レディスもじ”及び“レディスやはた”は本市における男女共同参画の拠点施設として位置付けられ、市民の多様なニーズに対応してさまざまな事業を行っています。

第3次北九州市男女共同参画基本計画

I-3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現 より抜粋

男女共同参画センター・ムーブ等の拠点施設は、第3次基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組み、充実を図ります。

これら条例及び計画等にそって、これまでの実績を踏まえつつ、男女共同参画センターとの連携を図りながら、男女共同参画の地域拠点として、第3次男女共同参画基本計画に掲げる具体的施策を地域に密着して行うことが東部及び西部勤労婦人センターの役割と考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

○事業実施等の方針や内容等

①男女共同参画に関する啓発事業（市民啓発講座、講演会、研修会等）

(ア) ジェンダー問題講座

a 性別による固定的な役割意識の解消と男女共同参画への理解促進

男女共同参画（ジェンダー）をめぐる諸問題について、その時宜にかなったテーマを取り上げ、啓発活動を行います。「女性問題は男性問題でもある」という観点から、男性の生き方に対するテーマについても取り上げます。

また、日本及びアジア地域の女性問題に関する調査研究、交流研修等を行うフォーラムの研究成果等を踏まえ、ジェンダーの視点や広く国際的な視点からの啓発活動も行います。

b 若者のためのキャリア形成プログラムの実施

フォーラムで開発した「女子学生のためのキャリア形成」をテーマとした出前講座プログラムを3館で実施し、フォーラム事業の研究成果を生かします。

c 出前講座等の実施

施設内での事業だけではなく、市民団体、企業、学校等から依頼があった場合は、積極的に職員を派遣し、画一的ではなく、各団体の要望に応じた内容の研修等を実施します。

事業内容

- ・男女共同参画講座
- ・男性向け啓発講座（おとこのライフセミナーなど）
- ・大学生等対象のキャリア形成プログラムの実施
- ・出前講座等
  - 男女共同参画講座
  - セクシュアル・ハラスメント防止研修 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### (イ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座

女性の多様な活動を支えるために、心と身体の健康を家庭や職場など日常生活の中で、自分の力で維持促進できるように、知識や技術の習得の機会を提供する講座を開催します。

また、男女共同参画センターのフィットネスルームや勤労婦人センターの体育室、トレーニング室を利用した事業など、各種健康講座を実施します。

#### 事業内容

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座  
オトナ女子の更年期サポート講座
- ・健康講座  
冷えにさよなら！身体ポカポカ 冬の体操講座、快適な睡眠で疲労回復、骨盤体操講座
- ・フィットネスルームの個人利用（ムーブ）
- ・体育室・トレーニング室の個人利用（レディース、トレーニング室はレディースもじのみ）
- ・出前講座 等

### (ウ) 生活技術講座

性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、生活面の分野でチャレンジする方を応援するための講座を開催します。子育て期の母親が自分らしい生き方ができるよう支援する講座、父子を対象にした講座、男性の男女共同参画に対する理解促進と男性の抱える諸問題を解決するため、男性を対象とした講座を開催します。

#### 事業内容

- ・いまどきママのリフレッシュ講座（ムーブ）
- ・父と子の食育講座
- ・男性向け講座 等  
ケアメン養成講座、おとこのライフシリーズ、エプロン男子、男性のための料理あれこれ講座、マスターのサクッと洋風つまみづくり 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

## ②就業支援事業

## (ア) 働く女性のサポート

働く女性がリーダーとして、また、管理職としていきいきと能力を発揮できるようにスキルアップと働く女性のネットワークづくりを応援します。身近なロールモデルの情報発信も行います。

また、働く女性のストレス解消や気軽に参加できる就業に関する講座を開催するとともに、夫婦とともに子育てと仕事の両立を考える講座を実施し、働く女性の継続就労を支援します。

## (イ) 女性起業家支援事業

経済活動における女性の働き方の創造という観点から、女性の起業・創業について支援する講座を開催します。また、フォローアップ講座を開催することで、起業した女性や起業を志す女性のネットワークづくりに努めるとともに、講座実施一定期間後に起業等の状況を追跡調査し、効果測定を行います。

## (ウ) 再就職支援

育児や介護等を理由に離職した女性の再就職などに向けての講座を開催します。

## (エ) 資格取得講座

就業中の女性のキャリアアップや、女性の就職や再就職に結びつけるための資格取得講座を開催します。また、講座実施一定期間後に就職や就業の状況を追跡調査し、効果測定を行います。

## (オ) 就労応援相談

働きたい女性や働く女性のための「働くこと」に関する悩みや疑問などについて、キャリアカウンセラーが、具体的なアドバイスや講座の紹介、関係機関の情報提供等を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

## (カ) 関係機関との連携事業

国や福岡県など女性の就業を支援する関係機関との共催により、働いている女性や働きたいと考えている女性を対象に、能力開発、再就職支援などを目的に講座を開催します。

また、企業の人事・労務担当者を対象とした「仕事と子育ての両立支援」、「セクハラ・パワハラ防止」を目的とした講座も開催します。

## 事業内容

- ・働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座 次世代リーダー養成講座（ムーブ）
- ・ムーブカフェ（ムーブ）
- ・働くなでしこに贈る！お役立ちワンポイントセミナー（ムーブ）
- ・夫婦で考えるハッピー仕事×子育て術（ムーブ）
- ・これから働きたい女性のための再就職応援講座（ムーブ）
- ・再就職準備セミナー（レディス）
- ・女性起業家支援塾
- ・資格取得講座
  - パソコン、医療事務、ファイナンシャルプランナー、司法書士、社会保険労務士 等
- ・就労応援相談（ムーブ）
- ・関係機関との連携事業 等
  - マザーズハローワーク、福岡県北九州労働者支援事務所 等 との連携

※講座の実施については、ワークショップやワールドカフェ等参加型方式を取り入れるなど、効果的な運営に努めます。

## ③相談事業

## (ア) 相談

男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱いや DV、セクシュアル・ハラスメントなどに関する人権侵害、就労に関する相談等について、ジェンダーの視点に立って相談に応じ、本人が解決に向かう力をつけるための問題整理や情報提供を行い、相談者が自ら考え決断し行動できるようにサポートします。臨床心理士、キャリアカウンセラー、男性相談員、弁護士を配置し、それぞれの専門的な立場からも相談に応じます。

また、必要に応じて他機関と連携し、相談者にとって最善の解決策をとるに考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

## ＜グループ相談＞

同じ悩みを抱えている者同士が集まり、一人ひとりが感じたことや気づきを語ることで生きるヒントを見つけるグループ相談を実施します。また、グループ相談終了後、男女共同参画センターで自主的に活動を継続する自助グループへの支援も行います。

## (イ) 相談室企画セミナー

問題を解決するために、関連する法律を理解し、手続きを含めた実践的な活用法を知るための「法律基礎講座」や、内閣府の「女性に対する暴力ゼロ運動」と連動して、女性への暴力根絶を目指す「女性への暴力ゼロ運動特別講座」、また、介護、教育、医療などの分野に携わる対人援助職者を対象に、ジェンダーの視点からの支援のあり方を学ぶ「対人援助職者セミナー」などの講座を開催します。

## (ウ) 女性への暴力根絶に向けての啓発活動

女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶を目指し、出前講演、パネル展示、啓発冊子やカードの配布、街頭啓発等により DV の根絶やデート DV 防止の啓発に努めます。

フォーラムで養成したデート DV 予防教育ファシリテーターのフォローアップを男女共同参画センターで行うことにより、相談業務の実績を踏まえたデート DV 防止の指導者の育成に取り組みます。

## (エ) 配偶者暴力相談支援センター

DV 対応マニュアル（北九州市作成）に従って、心理的指導など被害者の支援を行います。また、相談ケースに応じて、区役所や警察などの関係機関との連携強化を図り迅速に対応します。特に、被害者の安全を最大限に配慮しながら運営します。

## (オ) 相談員の資質向上

相談業務を円滑に遂行するために、連絡会議に参加するなど他の相談機関や関係機関との連携を強めるとともに、相談技術向上のため相談員を積極的に研修に参加させます。

また、相談員のメンタルヘルスに留意して、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。



2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(カ) 大規模災害時における女性相談窓口の設置

大規模災害の発災時に、男女共同参画センターに女性相談窓口を設置し、女性の視点から相談に応じます。

事業内容

- ・ ところと生き方の一般相談、性別による人権侵害相談、弁護士による無料法律相談、女性のための就労応援相談、男性のための電話相談（ムーブ）
- ・ 女性のための無料法律相談、女性のための悩み相談（レディス）
- ・ グループ相談、自助グループ支援（ムーブ）
- ・ 「女性への暴力ゼロ！ホットライン」等の開設（ムーブ）
- ・ 女性・男性のための法律基礎講座、女性への暴力ゼロ運動特別講座、対人援助職者セミナー、デートDV予防教育ファシリテーター・フォローアップ講座など（ムーブ）
- ・ DV、デートDV防止啓発事業
- ・ 配偶者暴力相談支援センター
- ・ 大規模災害時における女性相談窓口 等

④調査・研究事業（ムーブのみ）

(ア) ジェンダー問題調査・研究支援

北九州市の男女共同参画社会の形成の障害となっている問題を掘り起こし、自主的に調査・研究する市民グループや研究者を募集し、市民グループや研究者に対して助成金の支給、専門家による指導等を行い、支援します。

なお、「男女共同参画推進における課題解決への提言が含まれていること。」などの助成金交付要綱に基づいた審査を行います。また、研究成果については報告書にまとめ、翌年度のムーブフェスタにおいて報告会を開催するなど、市民還元を行います。

(イ) ムーブ叢書の発行・活用等

『ジェンダー白書』などムーブ叢書を発行します。発行後は講座や女性団体及び関係機関などでの活用を促進します。

また、パネルの作成や展示等により男女共同参画に関する啓発事業を行います。

事業内容

- ・ ジェンダー問題調査・研究支援事業
- ・ ムーブ叢書発行・活用
- ・ 男女共同参画に関する啓発事業 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

⑤情報収集・提供事業

(ア) 図書・資料等の収集・提供

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを支援するために、ジェンダー問題に関する図書や資料、DVD等を選書基準に基づいて収集し、提供を行います。なお、男女共同参画センターの図書・情報室は北九州市立図書館のシステムとオンライン化され、相互貸借やインターネット予約も行います。

また、新刊書籍や、季節や事業に合わせた特集の展示コーナーを設置、図書等の利用促進に努めます。

(イ) 男女共同参画関連団体等の情報の収集・提供（ムーブ）

男女共同参画社会の実現のために活動を行っている団体・グループの情報を収集し、「ムーブネット」としてホームページに掲載して活動内容等を広く紹介します。

(ウ) 情報誌発行等による情報提供

男女共同参画センターでは情報誌『ムービング』を発行し、誌上講座など男女共同参画に関する内容や事業案内などを掲載します。また勤労婦人センターの事業についてもあわせて掲載します。

勤労婦人センターではそれぞれ『情報誌』及び『レディスもじ通信』、『レディスやはた通信』を発行します。

男女共同参画センターでは書誌情報誌『カティング・エッジ』を発行し、ジェンダー問題解決のカギとなる最新の話題となる情報や最新書籍の書評などの包括的な書誌情報を提供します。

ホームページの内容を充実するとともに、SNSを活用し、講座、イベントなどの最新情報を提供します。

事業内容

- ・ 図書・情報室、情報資料室の運営（ムーブ、レディスもじ）
- ・ ひまわり文庫図書貸出し事業（レディスやはた）
- ・ 「ムーブネット」の管理運営（ムーブ）
- ・ 情報誌『ムービング』、書誌情報誌『カティング・エッジ』等の発行（ムーブ）
- ・ 『情報誌』及び『レディスもじ通信』、『レディスやはた通信』の発行（レディス）
- ・ ホームページ、フェイスブックの管理運営 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

⑥市民活動支援事業

(ア) グループ活動室登録団体の支援（ムーブ）

男女共同参画に関する活動を行う登録団体のうち、希望する団体には、活動の場（グループ活動室）の提供を行います。また、活動成果の発表の場（ムーブフェスタ市民企画事業）を合わせて提供します。

(イ) クラブ活動の支援（レディス）

女性の社会参画及び自主的活動を促進するために、一定の要件を満たす団体をクラブ認定し、認定団体に対しては、勤労婦人センター管理運営要綱に基づき施設使用料を免除し、活動支援します。

(ウ) 市民企画事業の支援

男女共同参画センター、勤労婦人センターを活用して男女共同参画に関する事業を実施する団体などをムーブフェスタ等において募集し支援します。

(エ) 市民活動団体（NPO 法人等）との連携

市民活動団体との連携を積極的に図ります。男女共同参画や子育て支援などに関する講座などを共催事業として実施します。

(オ) 学生との連携

若い世代への情報発信のための事業として、大学生との連携事業「ムーブ学生活動プロジェクト」を実施します。

(カ) サポーターの育成・支援

男女共同参画センター、勤労婦人センターの事業をサポートする個人・団体の育成・支援を行います。また、新たなサポーターの育成も行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

⑦ムーブフェスタ等

(ア) ムーブフェスタ (ムーブ)

開館記念行事として毎年7月にムーブフェスタを実施します。

テーマや主催事業の企画等をムーブ運営協議会、利用者連絡会議、ムーブサポーター、市民公募による委員で構成される実行委員会が決定します。

また、市民企画事業やサマーカーニバル、フリーマーケットを開催し、市民・団体の男女共同参画の活動の場を提供するとともに、男女共同参画センターの活動を知ってもらうきっかけづくり、賑わいづくりの演出を行います。

勤労婦人センターの企画事業もムーブフェスタで行います。

(イ) 開館記念講演会等 (レディス)

男女共同参画の理念と実践をわかりやすく語ってもらう開館記念講演会及びフェスティバルを行っており、フェスティバルの企画運営を友の会・利用者の会の代表者で構成される実行委員会で行います。

⑧託児事業

(ア) 託児サービス

主催事業、グループ活動、クラブ活動等において、小さな子どもを持つ方が安心して参加・活動できるように、託児サービスを提供します。

(イ) 託児者の研修

託児者に対して、子どもの育ちや障害児等の特別な配慮が必要な子どもに対する対応などの研修を実施し、サービスの質を維持向上させる取り組みを行います。

(ウ) 託児者の紹介

貸室の場合においても、催事主催者が託児サービスを希望される場合には、託児者の紹介を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A 4版) を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

⑨利用者への対応

(ア) 利用者連絡会議（ムーブ）

男女共同参画センターでは、主にグループ活動団体の代表者により構成する利用者連絡会議において、施設、講座内容等に関する意見・要望を意見交換します。

(イ) 実行委員会（レディス）

勤労婦人センターでは、友の会、利用者の会の代表者からなる実行委員会において、施設、講座内容等に関する意見・要望を意見交換します。

⑩ムーブ開所25周年の記念事業（提案事業）

平成32年7月にムーブ開所25周年となることから、記念事業を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

男女共同参画センター平成28年度事業計画（案）					
		事業名	内 容	対 象	講座数
男女共同参画	発 講 座	男女共同参画講座	男女共同参画について啓発を行う	一般市民	2
		男のライフセミナー	男女共同参画における男性の立場から啓発を行う	一般市民	1
		キャリア形成プログラム	大学生等を対象とした出前講座プログラム	大学生等	8
	ブ リ ・ プ ロ ダ ク テ ィ ブ ・ ヘ ル ス /ラ イ フ ス テ ィ 	リプロダクティブ・ヘルス/ライフ講座	性と生殖に関する健康と権利について学ぶ	一般市民	7
		健康講座	運動と健康について学ぶ	女性	2
		オトナ女子の更年期サポート講座	更年期に関する基礎知識を学ぶ	女性	1
		フィットネスルームの個人利用	インストラクターが常駐し、個人利用者への指導を行う	一般市民	
	生 活 講 座 術	いまだきママのリフレッシュ講座	育児期間をより自分らしく生き生きと過ごすための講座	就学前までの子どもを持つ女性	2
		父と子の食育講座	父親等と子どもが一緒に料理をし、親子の交流と父親の家事参画を促す	小学生等と男性保護者	3
		男性向け講座	エプロン男子・ケアメン・おとこのライフシリーズ	男性	10
	就 業 支 援 講 座	起業家支援講座	起業に向けた基礎知識を学ぶ	起業を目指している女性ほか	2
		キャリアアップ講座	働く女性のキャリアアップに役立つ知識を学ぶ	働いている女性	3
		ムーブカフェ	働く女性のロールモデル等について学ぶ	働いている女性ほか	2
		お役立ちワンポイントセミナー	働き続けていく際に役に立つ知識を学ぶ	働いている女性ほか	11
		再就職応援講座	再就職に向けての準備に役立つ講座	再就職を考えている女性	1
夫婦で考えるハッピー仕事×子育て術		共働きに必要な基礎知識を夫婦二人で考える	共働きをしているまたは考えている夫婦	1	
〇Aルーム個人利用		インストラクターが常駐し、個人利用者への指導を行う	一般市民		
相 談	相 談	こころと生き方の一般相談	生き方、性格、親子関係、人づきあいなど	一般市民	週6回
		性別による人権侵害相談	DVやセクハラなど性別による人権侵害について	一般市民	週6回
		女性のための就労応援相談	女性の働くことに関する悩みや疑問などに対する相談	女性	週1回
		男性のための電話相談	男性相談員による男性専用相談窓口	男性	月2回
		弁護士による無料法律相談	女性の人権について弁護士が対応	女性	月3回
		法律基礎講座	離婚などに関する法律を理解し活用方法を身につけること	一般市民	2
		対人援助職者セミナー	対人援助職者としての支援のあり方を学び考える講座	対人援助職者等	1
		その他事業	単発講座・パネル展示・ホットライン等	一般市民	9
情 報	調 査 研 究 事 業	ジェンダー問題調査・研究支援事業	調査・研究支援事業および報告会	研究者、一般市民	2
		『ムーブ叢書』等の発行	男女共同参画に関する『ムーブ叢書』等の発行	一般市民	1
		男女共同参画に関する啓発事業	啓発冊子についての講演会やパネル貸出しなど	一般市民	1
	図書貸し出し	図書業務	男女共同参画等に関する情報収集と提供	一般市民	
	情報収集・提供	団体情報の収集提供	男女共同参画の実現のための活動を行っている団体を紹介する	一般市民	
広 報 事 業	ホームページ等による情報提供	ホームページ・Facebook・メールマガジン	一般市民		
	『ムービング』・『カティンク・エッジ』の発行	ムーブの主催事業や、書籍についての情報誌の発行	一般市民	各年3回	
支 援 ・ 活 動 ・ 連 携	市 民 活 動 支 援 ・ 連 携	ムーブ学生活動プロジェクト	ガーベラプロジェクトと連携してイベントの企画運営の支援等を行う	ガーベラプロジェクト	1
		ムーブサポーター事業	イベントサポーター及び図書サポーター	ムーブサポーター	1
フ ォ ー ム ス ト 	ム ー ブ フ ェ ス タ	主催事業	講演会・イベント・サマーカーニバル・マガジンリサイクルなど	一般市民	5
		市民企画事業	市民が企画・実施する事業	市民団体等	100
託 児	託 児	託児	受講生のための託児	主催事業受講生	
		託児室貸し出し	利用者のための託児	施設利用者	

※上記のほか、PC、資格取得講座、語学講座などの自主事業あり

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

東部勤労婦人センター平成28年度事業計画（案）					
	事業名	内 容	対 象	講座数	
男女共同参画	ジェンダー啓発講座	心理学	多様な生き方の啓発	一般市民	1
		女性学	女性の生き方を学ぶ	一般市民	1
		男性セミナー	家庭における固定的役割分担是正のための広報・啓発	主に男性	2
		男女共同参画啓発講演会	男女共同参画社会に向けた学習機会の提供	一般市民	1
		ジェンダーワークショップ	自分らしく生きることについて考える	一般市民	1
		ワーク・ライフ・バランス啓発セミナー	家庭教育学級での啓発活動	一般市民	1
		ワーク・ライフ・バランス啓発セミナー出前講座	地域・中小企業経営者向けの出前講座	中小企業経営者 自治区会長等	1
		人権（介護体験）	男女にかかわらず今後必要とされる介護について考える	一般市民	1
		セルフディフェンス	自己防衛法について学ぶ	一般市民	1
		人間関係・コミュニケーション	相互理解を深めるコミュニケーションの方法を学ぶ	一般市民	1
		メディアリテラシー講演会	メディアに関する知識を習得する	一般市民	1
		DV啓発セミナー	他機関との共催による公開講座	高校生	1
	ルテリスイブツ/プロラ・ダイヘク	リプロダクティブ・ヘルス/ライツセミナー	性について学ぶ	啓知高校 出前講座	1
		女性のための健康セミナー	ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進	一般市民	1
		働く人のための健康プラン	運動と健康について学ぶ	一般市民	1
	生活講座技術	働く人のための料理講座	料理の基礎	働いている人又は就職を希望する人	2
		親子わくわく体験	親子で料理や工作などを体験する	小中学生と保護者	2
		子育て支援事業	子どもの食生活や遊びなどを学び、子育て情報を提供する	子育て中の親子	3
	就業支援講座	パソコン講座	ワード・エクセル・マクロ&関数・CAD等	働いている人又は就職を希望する人	24
		各種資格取得講座	日商簿記・調理師・色彩・FP検定・司法書士・行政書士	働いている人又は就職を希望する人	8
		語学講座	語学の習得	働いている人又は就職を希望する人	1
		就職活動セミナー	就職活動に必要な知識と情報提供	就職を希望する人	3
		経済学セミナー等	財政・経済に関する講座等	一般市民	2
		スキルアップ	スキルアップを目指す	一般市民	2
再就職準備セミナー		再就職に向けての準備	就業を希望する人	2	
相談	相談	女性のための相談室	家庭内の悩み相談	女性	月1回
		女性のための無料法律相談	法律に関する悩み相談	女性	月1回
情報	図書貸し出し	図書業務	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
	情報収集・提供	ホームページによる情報提供	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
		情報誌・「レディスもし通信」の発行	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
市民活動支援・連携	市民企画	市民企画（コンサートなど）	市民企画「癒し」のワークショップ	一般市民	5
	国際交流	国際交流事業	国際理解を深め、文化交流を図る	一般市民	2
	育成の会	開館記念行事フェスティバル	日ごろの活動成果発表	一般市民	1
		利用者懇談会	利用者間の連携を図る	利用者等	1
		その他6事業		一般市民	6
開館記念	ジェンダー啓発	開館記念講演会	男女共同参画と女性がテーマ	一般市民	1
託児	託児	託児	講座生のための託児	主催事業受講生	
		託児室貸し出し	利用者のための託児	施設利用者	

※上記のほか、PC、医療事務、読書、趣味教養講座などの自主事業あり

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

西部勤労婦人センター平成28年度事業計画(案)					
		事業名	内 容	対 象	講座数
男女共同参画	ジェンダー啓発講座	心理学	多様な生き方の啓発	一般市民	1
		女性学	女性の生き方を学ぶ	一般市民	1
		男性セミナー	家庭における固定的役割分担是正のための広報・啓発	主に男性	1
		男女共同参画啓発講座	男女共同参画社会に向けた学習機会の提供	一般市民	1
		ジェンダーワークショップ	自分らしく生きることについて考える	一般市民	2
		ライフイベントリーセミナー	生き方のキャリアデザインについて	働いている女性	1
		ワーク・ライフ・バランス推進セミナー	女性の自立とワーク・ライフ・バランスの重要性について	働いている女性	3
		仕事が楽になるスキル講座	仕事の基本スキルについて	働いている女性	1
		セルフディフェンス	自己防衛法について学ぶ	一般市民	1
		人間関係・コミュニケーション	相互理解を深めるコミュニケーションの方法を学ぶ	一般市民	1
		女性のための法律セミナー	女性が抱える問題に関する法律の基礎知識について	女性	1
		メディアリテラシー講演会	メディアに関する知識を習得する	一般市民	1
		DV啓発セミナー	デートDVの実態・予防と男女の対等なパートナーシップについて	一般市民	2
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツセミナー	性について学ぶ	若い女性	1	
	生活技術講座	薬うま自炊塾	男女がともに健康増進に関しての基本を学ぶ	一般市民	1
		子育て支援事業	子どもの食生活や遊びなどを学び、子育て情報を提供する	子育て中の親子	6
	就業支援講座	パソコン講座	ワード・エクセル・マクロ&関数等	働いている人又は就職を希望する人	17
		各種資格取得講座	日商簿記・FP検定・社会保険労務士・行政書士・相続検定・ホスピタリティ検定	働いている人又は就職を希望する人	7
		語学講座	語学の習得	働いている人又は就職を希望する人	2
		就職活動セミナー	就職活動に必要な知識と情報提供	就職を希望する人	9
経済学セミナー等		生命保険や年金等の基礎の習得等	一般市民	2	
起業家応援講座		専門知識を得ることにより独立・企業を目指す	独立・企業を目指す女性	4	
再就職準備セミナー		再就職に向けての準備	就業を希望する人	2	
相談	相談	女性のための相談室	家庭内の悩み相談	女性	月1回
	相談	女性のための無料法律相談	法律に関する悩み相談	女性	月1回
情報	図書貸し出し	図書業務	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
	情報収集・提供	ホームページ等による情報提供	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
		情報誌「レディスやはた通信」の発行	女性に関する情報収集と提供	一般市民	
市民活動支援・連携	市民企画	舞台ホール企画	コンサート・狂言・落語等	一般市民	4
	国際交流	国際交流事業	国際理解を深め、文化交流を図る	一般市民	2
	育成会	開館記念行事フェスティバル	日ごろの活動成果発表	一般市民	1
		利用者懇談会	利用者間の連携を図る	利用者等	1
		その他4事業		一般市民	4
記念館	ジェンダー啓発	開館記念講演会	男女共同参画と女性がテーマ	一般市民	1
託児	託児	保育サポート養成講座	託児サービスを提供するために必要な知識を学ぶ	修了後サポーターとして活動できる方	2
		託児	講座生のための託児	主催事業受講生	
		託児室貸し出し	利用者のための託児	施設利用者	

※上記のほか、PC、料理、資格取得、趣味教養講座、健康講座などの自主事業あり

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。



## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ウ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

区 分	取り組み内容	備考
利用者全体に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の接遇</li> <li>・ 交通アクセス</li> <li>・ 事務用機器使用サービス（コピー機等）</li> <li>・ 託児の支援 など</li> </ul>	2-(2)-ア-(ア)
講座受講者等に対するサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座申し込み方法の充実</li> <li>・ 講座終了後のネットワークづくり</li> <li>・ 相談事業の充実と連携 など</li> </ul>	2-(2)-ア-(イ)
貸室利用者に対するサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事案内板等の貸出（ムーブ）</li> <li>・ 講座用設備・器具の貸出</li> <li>・ 貸室利用に係る仮予約の実施（ムーブ） など</li> </ul>	2-(2)-ア-(ウ)
利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者アンケート等の実施</li> <li>・ 利用者連絡会議（ムーブ）・実行委員会（レディイス）等の開催 など</li> </ul>	2-(2)-イ
利用者からの苦情に対する対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口での積極的なコミュニケーション</li> <li>・ 苦情に対する誠意ある対応 など</li> </ul>	2-(2)-ウ
利用者への情報提供を図るための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報誌の紙面の充実及び対象者に応じた広報媒体の工夫</li> <li>・ 利用者を惹きつけるようなキャッチコピーやチラシの工夫 など</li> </ul>	2-(2)-エ
その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営協議会（ムーブ）、実行委員会（レディイス）の開催</li> <li>・ 関係団体等との連携 など</li> </ul>	2-(2)-オ

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### エ 施設間の有機的な連携を図るための取り組み

男女共同参画センター及び東部・西部勤労婦人センターは、これまでの3館連携の実績を踏まえながら、さらに有機的に連携し、効果的で、かつ、効率的な事業展開を図ります。

特に、平成26年度北九州市行財政改革推進計画に示された3館の企画業務の集約化に努めます。

#### 組織体制による連携

- ・当法人本部である事務局総務課内に指定管理担当職員を置き、事業計画書・報告書の作成、契約・経理・庶務事務や職員研修等を一元的に行うとともに、3館の連絡調整を行います。
- ・指定管理者である当法人本部を含めた課長会を毎月開催し、情報交換・意見交換等により、事業の進捗状況や施設の利用状況、収入状況、今後の事業計画等の確認を行うとともに、苦情対応や利用者の意見・要望について情報を共有し、事務改善を図ります。

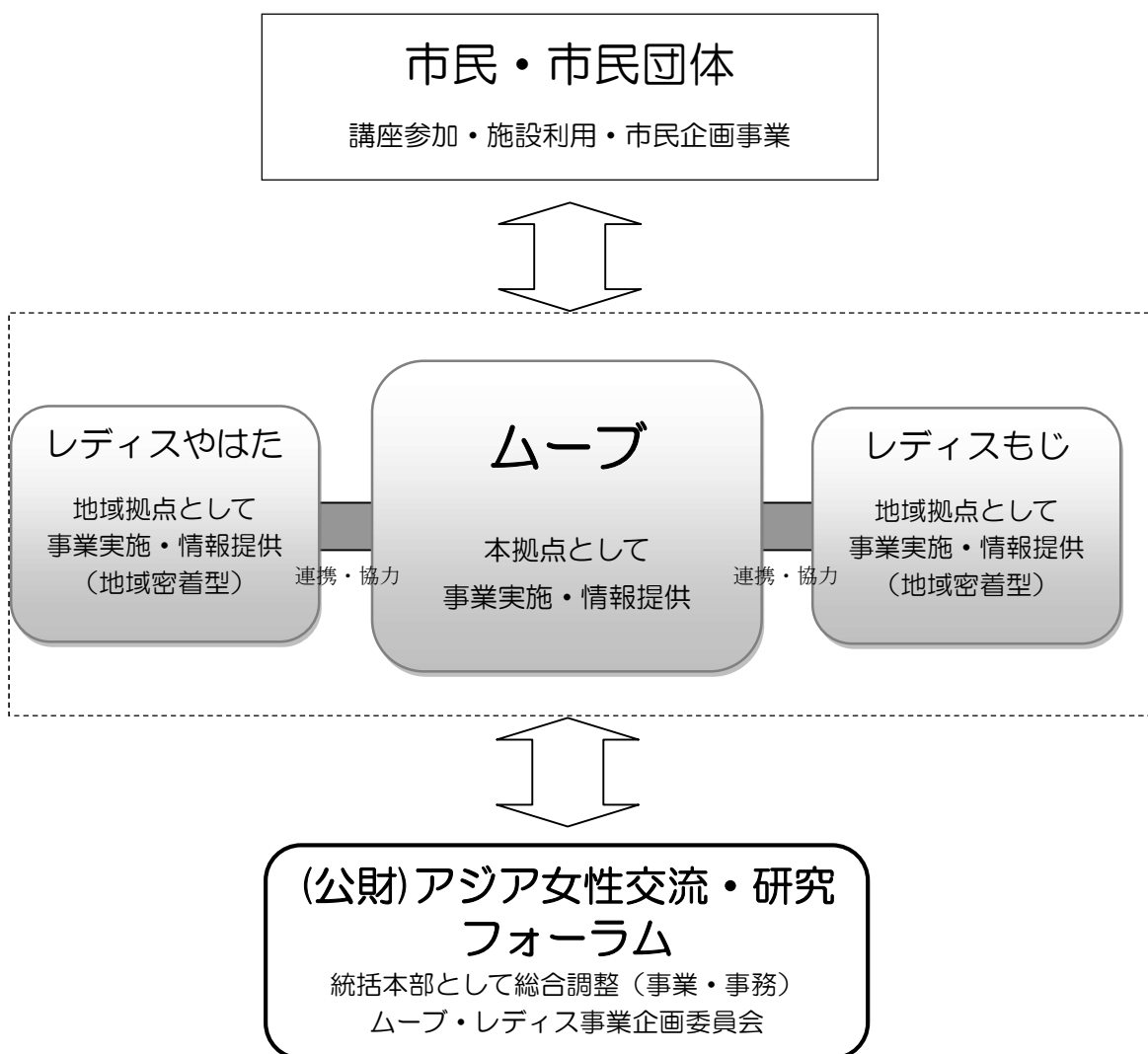
#### 企画業務の集約化による効果的・効率的運営

- ・所長以下で構成する「ムーブ・レディス事業企画委員会」のもと、3施設の連携を強化して情報の共有化を図り、類似講座の共通化に取り組みながら、各々の施設の強みや特色、地域性を生かした事業の効果的かつ効率的な実施に努めます。
- ・3施設が共通のテーマでの「男女共同参画講座（ムーブ・レディス映画祭）」の連続開講や、各館が実施した効果的な講座パッケージの他館での活用などを行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

3 館連携の概念図



- ・法人本体の指揮監督の下で、3館が連携・協力を行う。
- ・法人本部が統括本部として、事業計画書、報告書の作成、契約・経理・庶務事務や研修等の管理を一元的に行う。
- ・3館の事業企画については、ムーブ・レディス事業企画委員会で検討、決定を行う。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

オ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

(ア) 企業・団体等への広報活動

商工会議所、北九州中小企業経営者協会、女性団体、関係機関等と連携し、講座等の広報を行います。特に、積極的に、企業・団体等に出向いて、事業の広報を直接行うとともに、企業の現状、ニーズの把握に努めます。

(イ) 市民企画事業参加への声かけ

男女共同参画に関する活動を行っている団体に対して、ムーブフェスタの市民企画事業を周知し、参加を呼びかけることで市民企画事業の充実に努めます。

(ウ) 事業の広報活動については、「2-(2) -エ 利用者への情報提供を図るための取り組み」(P42~43)を参照。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

### ア 利用者の満足が得られるための取り組み

#### (ア) 利用者全体に対するサービスの向上

##### 職員の接遇

利用者にとって気持のよい、窓口や電話での対応及び積極的な挨拶の徹底を行います。

##### 交通アクセス

男女共同参画センターでは、バス路線の案内、最寄りの駅からの来館方法、都市高速道路利用の場合の来館方法等がわかるアクセスマップをホームページやムービングに掲載しています。

また、男女共同参画センターについては、関係機関との協議により法務局前の道路に標識設置、施設のバス停の名称変更を行いました。このような来館しやすくなるための取り組みに努めます。

##### 近隣駐車場の案内

男女共同参画センターについては、施設周辺の駐車場マップを作成し、ホームページで公表します。(付属資料1)

また、勤労婦人センターについては、近隣の関係機関等の協力を得て、駐車場の確保に努めます。

##### 事務用機器使用サービス

事務用に設置してある機器等を利用し、コピーのサービスを実費負担で行います。また、男女共同参画センターについては、印刷作業室内にある印刷機、紙折り機、裁断機を無料で提供しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

### 催事案内の充実

#### ・当日催事の表示

男女共同参画センターでは、駐車場利用者も考慮し、1階交流広場の電光掲示板とは別に、地下1・2階のエレベーターホールにも当日の催事案内を毎日掲示しています。勤労婦人センターについても、同様に毎日掲示します。

#### ・催事案内の作成（ムーブ）

男女共同参画センターについては、月単位で、主催事業のほか、貸室でのホール催事や定期的に行われている習い事などの講座を案内したチラシを作成し、館内に置いています。（付属資料2）

#### ・チラシコーナーの設置

主催事業等のチラシだけでなく、県や近隣市町村の男女共同参画に関するもの、女性のチャレンジ支援に関するもの、市関連の事業に関するものなどのチラシ・ポスターを掲示しています。

### 赤ちゃんの駅認定施設

男女共同参画センター及び東部・西部勤労婦人センターの3館すべてにおいて、おむつ替え及び授乳の場所を提供し、赤ちゃんの駅に認定されています。

### 託児の支援

主催事業等の利用者を対象に託児（有料）を行います。

また、貸室利用での催事主催者が託児サービスを希望される場合には、主催事業等で使用しない場合に限り、託児室を無料で提供し、希望がある場合は、託児者の紹介を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

### (イ) 講座受講者等に対するサービス向上

#### 講座申し込み方法の充実

男女共同参画センターでは、ホームページから直接申し込みができる仕組みを構築しています。勤労婦人センターについても、将来的にホームページから直接申し込みができる仕組みを構築します。ホームページのほか、電話、FAX等による申し込みなど多様な方法により申し込み受付を行います。

#### 講座案内の充実

市政だよりや館内のチラシ設置をはじめ、ダイレクトメールやメールマガジンの発信により、講座・イベント案内を行います。

講座内容に応じて、北九州商工会議所や北九州中小企業経営者協会など講座やイベントに関連する団体に対して、団体の構成員への講座内容等の案内を依頼します。

また、関係機関や商業施設等にチラシを設置してもらえるように努めます。

#### 講座修了後のネットワークづくり

男女共同参画センターでは「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座(次世代リーダー養成講座)」、「女性起業家支援塾」、「ケアメン養成講座」等でフォローアップ講座を行い、講座終了後のネットワークづくりの支援を行います。

勤労婦人センターでは主催講座を修了したグループをクラブとして認定し、活動を支援します。

#### 相談事業の充実と連携

平成25年12月から「男性のための電話相談」を開設し、男性臨床心理士による電話相談を行っています。

また、男女共同参画センターから勤労婦人センターに相談員を派遣し「女性のための相談室」を行うなど、男女共同参画センターと勤労婦人センターで連携して相談を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

## (ウ) 貸室利用者に対するサービス向上

## 行事案内板等の貸出 (ムーブ)

貸室利用者に対し、希望がある場合は行事案内板や展示用パネルを無料で貸し出します。

## 貸室利用に係るチラシ・ポスターの掲示 (ムーブ)

貸室利用者に対し、希望がある場合は貸室利用の使用承認済の催事について、チラシ・ポスターを館内に掲示します。

## 講座用設備・器具の貸出

プロジェクター等の講座用機器について、講座に支障のない範囲で貸し出します。

## 貸室利用に係る仮予約の実施 (ムーブ)

これまで来所のみ (遠隔地の場合は FAX) で貸室利用の申込みを行っていましたが、平成 26 年度より電話による仮予約を行っています。

## 貸室空き状況のホームページへの掲載

これまで、電話で貸室の空き状況に対する問い合わせに対応してきましたが、利用者の利便性向上のため、ホームページに貸室の空き状況を掲載します。

## 【目 標 (数値目標)】 ※3 館共通

項 目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者アンケート 満足度 (サービスについて)	94%	94%	94%	94%	94%
利用者アンケート 満足度 (講座・講演会について)	93%	93%	93%	93%	93%

※目標数値は、男女共同参画センター及び勤労婦人センターにおける平成 26 年度のアンケート結果を基準として設定

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A 4 版) を作成してください。



## 2-(2) 利用者の満足向上

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

(ア) 意見・要望の把握のための仕組み

#### 利用者アンケート等の実施

施設利用者及びすべての講座受講生に対し、利用者アンケートを実施し、満足度や意見・要望の把握を行います。

#### 貸室利用者に対する点検表の配布・回収

貸室利用者については、上記の利用者アンケートを四半期に1回行うほか、すべての代表者・主催者から、使用後の原状回復、片づけ、器具の破損等の点検を報告させることで、次の利用者が気持ちよく利用できるようにしています。また、当該点検表に意見・要望欄を設けて、ニーズの把握に努めます。

#### ご意見箱の設置

ご意見箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めます。

#### ホームページからのニーズ把握

ホームページから意見・要望が送信できるようにします。

#### 利用者連絡会議・実行委員会等の開催

男女共同参画センターにおいては、利用者の代表者により構成する利用者連絡会議等において、施設、講座内容等に関する意見・要望を意見交換する機会を設け、サービスの質の維持向上を図ります。

また、勤労婦人センターにおいては、友の会及び利用者の代表者により構成する実行委員会において、施設、講座内容等に関する意見・要望を意見交換する機会を設け、サービスの質の維持向上を図ります。

(イ) 意見・要望を反映するための仕組み

アンケート等で寄せられた意見・要望は、すべて職員が確認後、上司に報告し、関係者全員で検討の上、迅速に具体的な対応策を講じる仕組みを整えています。また、連絡先が分かるものについては、すべて回答します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

### ウ 利用者からの苦情に対する対策について

#### 未然防止策について

##### ・窓口での積極的なコミュニケーション

トラブル要因の多くは、利用者とのコミュニケーション不足から生じていることから、日頃から積極的に利用者との交流を深め、小さな意見を見逃さないよう注意を払います。

なお、あいさつ等の積極的な声かけを行います。積極的な声かけは防犯にも役立つと考えます。

また、自分の仕事内容について理解することはもちろん、他課の事業についても情報を共有化し、適切な対応を行う事で、苦情の未然防止に努めます。

##### ・アンケート等でのニーズ把握

利用者のニーズをあらかじめ把握しておくことで、改善できる点は早急に対応し、対応困難な場合等については、窓口等での対応方法を関係者全員で協議します。

##### ・職員研修の実施

専門の外部講師を招き、接遇研修、クレーム対応研修等を全職員対象に実施します。

#### 苦情の処理と改善

##### ・誠意ある対応

苦情については、受付者はまずしっかりと相手方の意見をよく聞き、根拠を示した上で説明を行い、適切な対応をとるようにしています。即時の判断が困難な場合は、所長、副所長、館長等の上司及び当法人総務課を交えて協議し、法人としての見解を決定して誠意を持って回答し理解を求めます。

##### ・改善と情報の共有等

利用者からあがった苦情については、改善できるものについては改善し、指定管理者である当法人に従事する全職員に周知します。また、今後の事務処理に生かすため、処理経過を記録して保存します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

### エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

北九州市の広報誌である『市政だより』を広報の中心と考えますが、一度に掲載できる件数や記載できる内容に限りがあるため、多くの媒体を活用し、幅広い広報を行います。

広報を行うにあたっては、「メッセージ」「対象者」「媒体・方法」の3つを常に意識し、最少の費用で最大の効果が得られるよう努めています。

また、利用者を惹きつけるようなキャッチコピーやチラシの工夫を行います。

#### 市政だより

北九州市の広報誌として、市内のほとんどの世帯に配布される媒体であるため、最大限に活用します。

#### ホームページ・Facebook

ホームページや Facebook を随時更新し、常に最新情報をわかりやすく提供できるように努めます。

#### メールマガジンの配信

男女共同参画センターでは、月1回定期的にメールマガジンを配信しています。また、重要なお知らせ等については、随時配信できる仕組みが整っています。

#### ダイレクトメールの発送

男女共同参画講座など主要な事業については、過去の受講者に対し、ダイレクトメール（DM）を送付します。

#### 情報誌『ムービング』の発行

男女共同参画センターが発行する情報誌『ムービング』に、主催事業の案内及び報告等取組み内容を掲載します。また、勤労婦人センターの主催事業などについても掲載します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

## 催事案内の発行（ムーブ）

男女共同参画センターについては、月単位で、主催事業のほか、貸室でのホール催事や定期的に行われている習い事などの講座を案内したチラシを作成し、館内に置きます。（付属資料2）

## レディスもじ通信・レディスやはた通信

勤労婦人センターについては、『レディスもじ通信』、『レディスやはた通信』を発行し、主催事業等について掲載し、館内外にPRします。また、近隣町内会の回覧板で周知するなど情報発信に努めます。（付属資料3・4）

## 生涯学習情報サイトの活用

福岡県及び北九州市が運営している生涯学習情報サイトを活用し、各センターの事業・イベント情報を掲載します。

## 館内及び公共施設等へのチラシ配架

各講座のチラシを館内や公共施設に配架します。また、講座内容に応じて、商業施設等にチラシを設置してもらえるように努めます。

## 記者投げ込み等

記者投げ込み等により、報道機関への情報提供を行い、新聞等への掲載を促します。

## 新聞、フリーペーパーへの掲載

新聞やフリーペーパーなどの広告を活用します。

## 関係団体メーリングリストの活用

主催事業について、北九州中小企業経営者協会などの関係団体に依頼し、各団体が保有するメーリングリストにより広報を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

オ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

#### 運営協議会の開催（ムーブ）

男女共同参画センターの機能を十分に活用し、その適正かつ有効な利用を図るために、市民・市民団体、企業、利用者の代表や専門家などから、サービス向上策などの施設運営や事業内容等に対する意見や要望等を伺います。

#### 実行委員会の開催（レディス）

勤労婦人センターの機能を十分に活用し、その適性かつ有効な利用を図るために、クラブ生友の会、利用者の会の代表からなる実行委員会において、サービス向上策などの施設運営や事業内容等に対する意見や要望等を伺います。

#### 関係団体等との連携等

##### ・独立行政法人国立女性教育会館

同会館は文部科学省の外郭団体であり、男女共同参画の教育、調査・研究の役割を担っています。同会館から男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、同会館が実施する男女共同参画や配偶者に対する暴力被害者支援に関する研修にも積極的に参加しています。

##### ・NPO 法人全国女性会館協議会（ムーブ）

全国の男女共同参画センターの事業に関する情報収集の窓口となっており、会員となって都道府県、政令指定都市の男女共同参画センターとの意見交換を行っています。

また、同協議会が実施する各種研修等へ参加しています。

##### ・全国公立文化施設協議会（ムーブ）

男女共同参画センターが会員となっており、施設運営のリスクマネジメントに関する情報の収集を行い、公立文化施設保険（貸館中止対応保険）に加入しています。

##### ・九州地区、福岡県内の男女共同参画センター連携会議（ムーブ）

九州地区については、男女共同参画センターがそれぞれ持ち回りで、福岡県内については福岡県が事務局となって連携会議を開催して、情報交換会や合同研修が行われており、これらの会議に参加して、情報収集に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(2) 利用者の満足向上

- ・ **福岡県男女共同参画行政推進懇談会**

福岡県、福岡市、北九州市の男女共同参画に関する本庁部門と男女共同参画センターで構成する懇談会に参加し情報収集に努めます。

- ・ **マザーズハローワーク北九州、福岡県北九州労働者支援事務所 など**

「就職活動支援セミナー」や「再就職応援講座」など、マザーズハローワーク北九州等と共催で事業を実施するとともに、講師を依頼します。

- ・ **福岡県弁護士会北九州部会、法テラス北九州 など**

「弁護士による無料法律相談」や「法律基礎講座」の相談員や講師を依頼するとともに、福岡県弁護士会北九州部会と共催で「女性への人権侵害相談ホットライン」などのホットラインを開設します。

### 各種研修の実施

職員研修を実施し、サービスの質の維持向上を図ります。

\*2-(5)-エ参照 (p.56、57)

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(3) 指定管理料及び収入

## ア 指定管理業務に係る費用について

利用料金制ではないため、原則としてすべて指定管理料で運営しています。

市民等が負担した税金で運営されていることを踏まえ、常に最少の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、経費の節減に努めます。

平成28年度の指定管理に関する必要な費用は、平成27年度の指定管理料を上回らない範囲で設定します。

なお、平成32年度は、男女共同参画センターの開所25周年となるため、記念事業を提案し、経費の上積みをしています。ただし、5年間の平均が平成27年度の指定管理料を上回らない経費設定としています。

## 【目 標（数値目標）】

単位：千円

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
使用料収入	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
指定管理料	348,385	348,723	348,385	348,385	349,150

## イ 経費を低減するための実施可能な提案について

（市の仕様書の変更による効率化を含む）

## （ア）外部委託、物品供給契約における経費節減

- 外部業者への再委託業務については、競争入札、競争見積りによる契約を原則とします。

また、必要に応じ複数年、複数施設一括の契約方式を採用します。

- 物品供給契約については、競争見積りによる契約を原則とします。

また、今後も3館一括契約を行うなど、スケールメリットも考慮しながら経費節減を目指します。

## （イ）リース契約の活用

備品については、安易な買い替えは行わず、リースの活用を積極的に行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(3) 指定管理料及び収入

## (ウ) 電気・ガス・水道の節約

全職員がコスト意識を持ち、光熱水費の節約に努めます。また、契約内容が最適かどうかを随時点検し、必要に応じて契約変更を行います。

男女共同参画センターについては、施設管理担当と再委託業者の空調運転・電気設備担当が連携を図り、施設の利用状況に応じてきめ細かく、電気、空調等の入り・切りを行い、徹底的に無駄の削減に努めます。

## ○男女共同参画センターにおける電気・ガス・水道使用量の実績

	電 気	ガス(空調等)	水 道
平成 17 年度 (指定管理前)	1,412,904kWh	98,111 m <sup>3</sup>	10,998 m <sup>3</sup>
平成 26 年度 (直近)	1,153,728kWh	79,016 m <sup>3</sup>	8,301 m <sup>3</sup>
増 減 率	▲18.3%	▲19.5%	▲24.5%

## (エ) ポスター・チラシ作成の節約

ほとんどのポスターやチラシの作成を職員が行っており、より少ないコストで効率的な広報を行います。

## (オ) 業務の効率化

無駄な残業をしない、OA 機器やメールを効果的に利用することによるペーパーレス化、会議時間の削減など、効率的な業務の運営を行います。

## (エ) 関係機関との連携

就業支援など事業内容が他の行政機関と重複する事業などについては、関係機関と連携し、経費の節減を図ります。

- ・福岡県北九州労働者支援事務所 (キャリアアップ)
- ・マザーズハローワーク北九州 (再就職支援)
- ・厚生労働省 福岡労働局雇用均等室 (ハラスメント防止研修)

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A 4 版) を作成してください。



2-(3) 指定管理料及び収入

ウ 収入を確保するための提案について

(ア) 自主事業の実施

指定管理料によって行う事業の他に、資格取得に関する講座や、趣味に関する講座等については、講座の目的・対象を検討し、自主事業として行います。自主事業では受講生から受講料を徴収します。

(イ) 補助金の活用

NPO 法人全国女性会館協議会や内閣府などの補助事業を効果的に活用し、事業費の確保に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

### ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

事業については、常に必要性・有効性を踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドを行い、その時に必要とされる事業を、効果的・効率的に行う事で経費の節減に努めます。

施設面については、経年劣化による修繕費の増加が見込まれますが、今後、計画的に改修を実施していきます。(付属資料 5・6) そのため、限られた財源の中で、削るべきところは削り、経費節減に努めます。

収支計画及び積算根拠の詳細については、「様式 8」、「様式 8-2」、「様式 8-3」を参照。

### イ 指定管理業務の適切な再委託について

#### (ア) 基本的考え方

- ・ 法令に基づく有資格者や高度な専門知識を有する技術者でないと実施できない業務（内部で雇用・人材育成等を行うよりも効率的な場合に限る。）、特殊な機材を使用する業務等に限り、再委託を行います。
- ・ 市の契約規則等に準じ、入札、競争見積りに基づく契約を原則とし、経費の節減に努めます。  
また、北九州市の経済の活性化等の観点から、市内企業を優先して業者選定を行います。
- ・ 恒常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要のある警備業務、清掃業務等については、複数年契約を導入し、サービスの安定等を図ります。
- ・ 可能な限り、複数施設一括契約を行い、経費の節減を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

## (イ) 再委託業務

○男女共同参画センター

業務名	業務内容
清掃業務	日常清掃、定期清掃
保安警備・空調設備等保守管理	保安警備業務（人的警備）、駐車場管理、電気・機械・空調等設備の運転、日常点検・保守、空気環境測定、遊離残留塩素検査、水質検査、受水槽検査、排水設備清掃、害虫駆除、
空調自動制御装置等保守点検	吸収式冷温水機点検、空調自動制御装置点検、冷却水系処理装置点検、冷温水系処理装置点検、各機器の保守
消防設備保守点検	点検および保守
給湯ボイラー保守点検	点検および保守
エレベーター保守点検	月次点検および保守、法定点検
館内交換電話設備保守点検	点検および保守
駐車場設備保守点検	点検および保守
自動扉開閉装置保守点検	点検および保守
電気工作物保守点検	点検および保守
直流電源装置保守点検	点検および保守
防火シャッター点検	点検および保守
特殊建築物定期点検	建築物の総合点検（3年ごと）
総合施設案内表示システム保守点検	点検および保守
ホール舞台設備運転等業務	日常運転及び軽微な点検保守
舞台照明設備保守点検	点検および保守
音響設備保守点検	点検および保守
舞台機構保守点検	点検および保守
ホールピアノ保守点検	点検および保守
フィットネス器具保守点検	点検および保守
窓口業務委託	主に夜間対応の窓口専門職員を配置
図書室業務委託	図書室業務（貸出・返却業務、図書整理等）

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

## ○勤労婦人センター

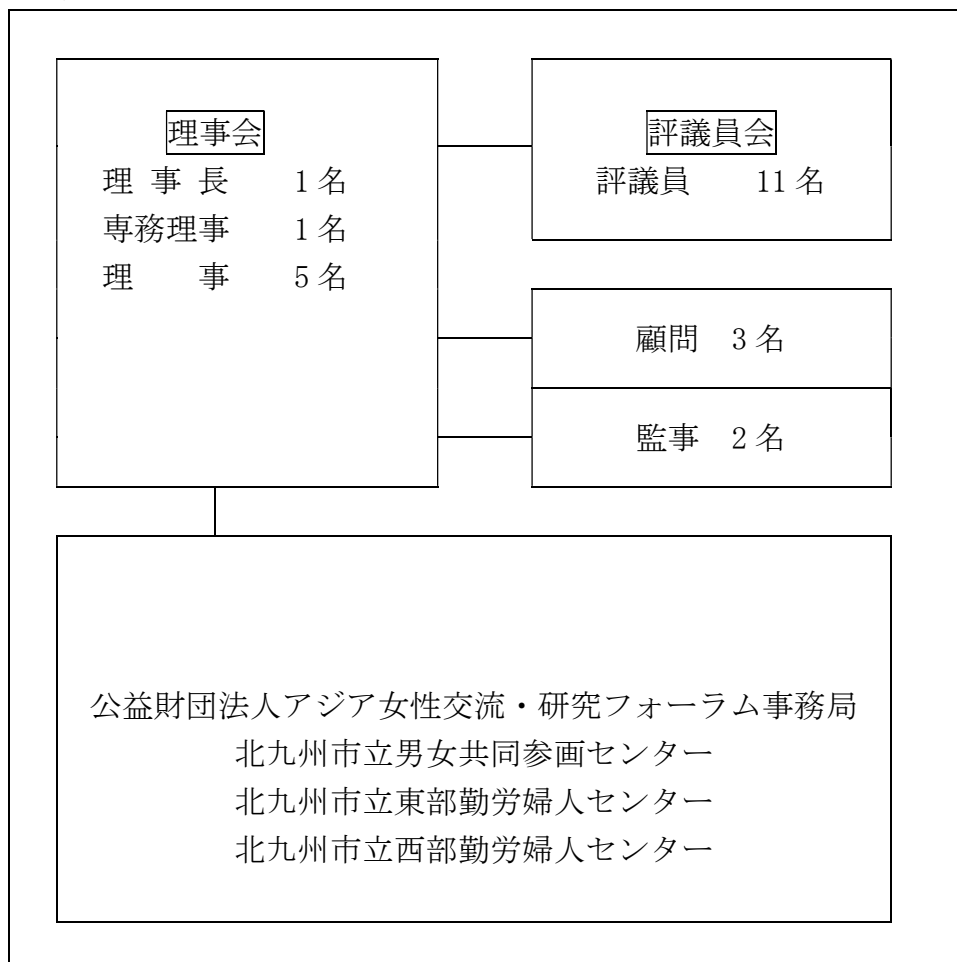
業務名	業務内容	備考
清掃業務	日常清掃、定期清掃、害虫駆除、貯水槽清掃、水質検査	西部は能舞台メンテナンス含む。
警備業務	機械警備	
消防設備保守点検	点検及び保守	
自家用電気工作物保安管理	通常点検および保守、定期点検	
冷暖房設備等保守点検業務	冷暖房機等の設備点検及び保守	
庭園管理業務	樹木剪定・消毒・施肥、除草	
エレベーター保守点検	点検及び保守	
フィットネス器具保守点検	点検及び保守	東部のみ

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

○管理運営組織体制（機構図）



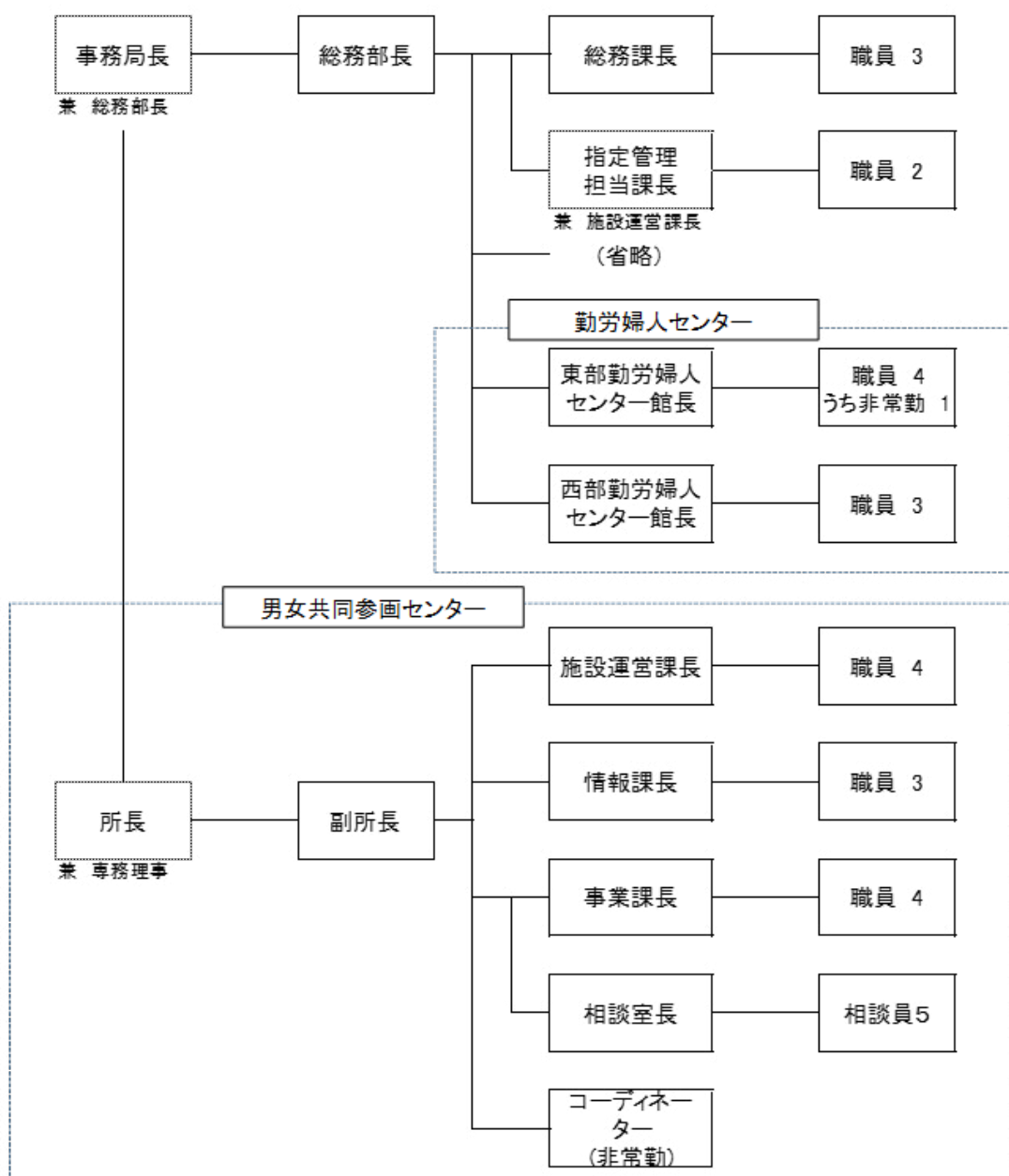
欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

(ア) 組織体制

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム事務局組織図



※相談室長は子ども家庭局子育て支援課所属

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(5) 管理運営体制など

## (イ) 勤務体制

## 男女共同参画センター

事務員については、A勤務、B勤務の交代制としています。

なお、窓口業務や緊急時の対応を行う施設運営課職員（窓口業務委託の者を含む。）は、常時2名以上配置する体制をとります。

また、相談員については、A勤務、C勤務の交代制とし、相談受付時間は、常時2名以上配置する体制をとります。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	9:00～17:45	60分
B勤務	13:00～21:45	60分
C勤務	11:45～20:30	60分

## 勤労婦人センター

A勤務、B勤務の交代制で、常時2名以上（窓口業務委託の者を含む。）を配置する体制をとります。

## ・常勤職員

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	8:30～17:15	60分
B勤務	12:30～21:15	60分

## ・非常勤職員

勤務区分	勤務時間	休憩時間
B半勤務	17:15～21:15	—

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

(平成28年4月予定)

	補 職	経験年数	資格等	事務分担
男女共同参画センター	所長	3年	男女共同参画に関する高度な知識経験を有し、管理監督者としての行政判断力を有する	ムーブの総括責任者 ムーブ・レディスの事業企画責任者
	副所長	2年	男女共同参画に関する知識経験を有し、管理監督者としての行政判断力を有する	ムーブの総括補佐 レディスの事業企画
	施設運営課長	2年	運営・管理面での知識と行政判断力を有する	貸室業務の実務責任者 ムーブの庶務・経理・予算・決算
	情報課長	7年(※1)	男女共同参画に関する知識を有し、事業・管理面での知識と行政判断力を有する	情報収集・提供、調査研究、図書、広報業務の実務責任者
	事業課長	1年	男女共同参画に関する知識を有し、事業・運営面での知識と行政判断力を有する	事業の企画・実施、関係機関・市民団体連携業務の実務責任者
	相談室長(※2)	1年	男女共同参画に関する知識を有し、相談業務に関する知識と行政判断力を有する	相談業務の実務責任者
	コーディネーター	20年	ジェンダー問題の専門家として高度な知識と経験を有する	ジェンダー白書、事業の企画立案、出前研修講師
	職員(11名)	1～7年	男女共同参画に関する知識を有し、事務能力を有する	施設管理、窓口受付、事業企画実施、図書・情報業務
	相談員(5名)	1～6年	男女共同参画に関する知識を有し、相談業務に関する知識と経験を有する	各種相談業務
勤労婦人センター	館長(各1名)	3年	男女共同参画に関する知識を有し、事業・管理面での知識と行政判断力を有する	館の総括(実務責任者)
	職員(もじ4名※ やはた3名) ※うち1名非常勤	2～7年	男女共同参画に関する知識を有し、事務能力を有する	事業企画・実施 貸室業務 館の庶務
事務局	指定管理担当課長 (施設運営課長兼務)	—	男女共同参画に関する知識を有し、施設管理に関する知識と調整力、行政判断力を有する	3館連携の統括、3館の施設管理の実務責任者 指定管理に関する予算・決算、事業計画等
	職員(2名)	1～5年	男女共同参画に関する知識を有し、事務能力を有する	3館の施設管理、経理 指定管理に関する庶務

(※1) 情報課長は、上記経験年数のほかに、男女共同参画センター、勤労婦人センターでの勤務経験あり。

(※2) 相談室長は子ども家庭局子育て支援課所属

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。



## 2-(5) 管理運営体制など

## エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

次のとおり職員研修を実施します。

所内研修
------

男女共同参画センターでは、月 1～2 回の所内整理日（休館日）を利用し、次のような研修を実施します。また、研修と合わせて、全職員による情報交換、意見交換を毎回実施するとともに、各課で実務研修（事務改善研修等）を実施します。

勤労婦人センター職員については、この日は休館日ではないため、研修テーマに応じて、交代で職員を参加させるなど工夫するとともに、参加できなかった職員に対しては伝達研修を行いフォローします。

## ○研修実績

区 分	研修内容	備 考
男女共同参画等	男女共同参画研修	
	人権研修	
資質向上	接遇研修（クレーム対応含む。）	外部講師
	メンタルヘルス研修	外部講師
業務	事務研修（文書・契約・経理事務）	新規採用者を対象
	他課業務紹介	
	復命研修	
その他	防災研修（総合訓練、部分訓練）	AED 操作研修含む
	暴力団排除研修	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

外部研修

(平成26年度実績)

内閣府、独立行政法人国立女性教育会館、福岡県男女共同参画センター、NPO法人全国女性会館協議会などが実施する研修に積極的に参加し、職員及び相談員の資質向上を目指します。

区分	研修名	主催者
管理職 事務職員	男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」	内閣府
	女性関連施設 男女共同参画研修	(独)国立女性教育会館
	男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会	
	NPO法人全国女性会館協議会全国大会	NPO法人全国女性会館協議会
	女性の大活躍推進福岡県会議	女性の大活躍推進福岡県会議
	全国シェルターシンポジウム2014in うべ・山口	NPO法人 山口女性サポートネットワーク
	あすばる男女共同参画フォーラム2014	福岡県男女共同参画推進連絡会議 福岡県 (公財)福岡県女性財団
	政令指定都市男女共同参画センター意見交換会	各センター持ち回り
	九州・沖縄地区男女共同参画センター等会議	各センター持ち回り
	管理監督者人権研修	北九州市人権推進センター
相談員	女性関連施設相談員研修	(独)国立女性教育会館
	女性相談関係機関等ネットワーク研修会	福岡県男女共同参画センター
	福岡県内男女共同参画センター連携会議	
	婦人保護事業新任者研修	福岡県新社会推進部
	DV被害者支援のための市町村職員研修会	男女共同参画推進課
	犯罪被害者等支援担当職員研修会	福岡県新社会推進部 生活安全課
	九州・沖縄地区男女共同参画センター等会議	各センター持ち回り
	婦人保護事業新任者研修	福岡県女性相談所
	婦人保護事業所中堅者研修	
	スーパービジョン研修	
	北九州市子ども家庭局新任者研修	子ども家庭局
	子ども・家庭相談コーナー関係職員等研修	
	伝達研修・事例検討会	
	障害者虐待防止に関する勉強会	北九州市障害者基幹相談支援センター
保護命令申立事件におけるDVセンターとの意見交換会	福岡地方裁判所	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

## 2-(5) 管理運営体制など

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

### 運営協議会・実行委員会の開催

ムーブの機能を十分に活用し、その適正かつ有効な利用を図るために、市民・市民団体、企業、利用者の代表や専門家などから、事業内容や施設に対する意見や要望等を伺います。

また、レディスにおいても、友の会や利用者の代表から事業内容や施設に対する意見や要望を伺います。

### 市民団体への施設の提供等

男女共同参画センターについては男女共同参画に関する活動を行う団体等に対しグループ活動室を無償で提供し、勤労婦人センターについては認定団体（クラブ）に対し施設使用料を免除し、活動支援します。

### 事業での連携

#### (ア) 市民企画事業の実施

ムーブフェスタ等において、日頃の活動の発表の場として、市民企画事業を募集し、会場提供などの支援をします。

特に東部勤労婦人センターでは音楽室等、西部勤労婦人センターでは能舞台等を活用した市民企画事業を行います。

#### (イ) 共催事業

関係機関や市民団体との共催事業を積極的に行います。

- ・福岡県男女共同参画センター及びその他男女共同参画センター

11月の女性に対する暴力をなくす運動において、共同キャンペーンを行います。

- ・福岡県北九州労働者支援事務所（キャリアアップ）
- ・マザーズハローワーク北九州（再就職支援）
- ・厚生労働省 福岡労働局雇用均等室（ハラスメント防止研修）
- ・北九州市、北九州市教育委員会、北九州市内労働基準監督署、北九州市内企業内同和問題研修推進委員会ブロック連絡会、北九州市人権問題啓発推進協議会 他（人権を考える企業のつどい）
- ・NPO 法人男女子育て環境改善研究所（父と子の食育等）
- ・NPO 法人 GGP ジェンダー・地球市民企画（子育て支援） 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(5) 管理運営体制など

### 相談業務での連携（ムーブ）

相談事業、特に北九州市配偶者暴力相談支援センターでは、関係機関との連携は不可欠です。一層の連携強化を図ります。

- ・各区子ども・家庭相談コーナー
- ・福岡県弁護士会北九州支部
- ・法テラス北九州
- ・小倉北警察署

### 国際交流事業

勤労婦人センターでは、外国出身者から母国料理や文化を紹介してもらう料理講座や JICA 研究員との交流など、国際交流事業を行います。

国際交流事業は、主にフォーラムで担当していますが、男女共同参画センターにおいても、適宜実施します。

また、海外からの視察を通して交流を深めます。

### 大規模災害時における男女共同参画センターの防災相互支援システム

全国女性会館協議会が本部となり、被災地と被災地外の男女共同参画センターが連携して被災地の女性を支援する大規模災害時における男女共同参画センターの防災相互支援システムに参加しています。

ジェンダーの視点から女性や子どもなど大規模災害時に一層の困難を蒙りやすい被災者の支援を自治体の枠を超えて、相互に行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

## ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

## 個人情報保護に関する基本的考え方

個人情報の取扱いについては、個人情報保護の重要性を認識し、業務上において取得、利用する個人情報の適切な運用を行うとともに厳格な個人情報管理を行います。

## 個人情報保護制度の整備

## (ア) 個人情報保護規程の制定

北九州市個人情報保護条例の趣旨に基づき、当法人が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報保護規程を制定し、運用しています。

## (イ) 個人情報保護基本方針の公開

フォーラムが保有する個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するための自主的なルール及び体制として作成した「個人情報保護基本方針」をホームページに掲示し、公開しています。

## 個人番号の取扱いに関する規程の整備

個人番号制度の導入にあたり、「(仮称)個人番号の取扱いに関する規程」の制定等規定の整備を行い、厳格な個人番号の取扱いを行います。

## 職員・委託業者に対する個人情報保護の取り組み

## (ア) 職員に対する措置

採用時及び更新時に、全職員に対して、個人情報の取扱いにかかる誓約書を求め、在職時及び退職後の守秘義務を課しています。

また、個人情報の適正管理は、指定管理者にとっての最重要事項の一つととらえ、新規採用者をはじめ全職員に対して、職場研修の中で、個人情報に関する研修を行っています。

## (イ) 委託業者に対する措置

委託業者に対しては、契約書に明記することにより当法人が保有する個人情報について、委託業務従事者に守秘義務を課しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

### イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

#### 利用拒否や差別的取扱いの排除

地方自治法の規定に基づき、正当な理由がない場合における利用拒否や不当な差別的取扱いを行わないようにします。

使用の不許可及び使用承認の取り消しについては、市が定めた「北九州市立男女共同参画センター施設使用許可審査基準」「北九州市立男女共同参画センター施設使用許可の取消し処分基準」「北九州市立勤労婦人センター管理運営要綱」に従います。

#### 受付マニュアルの整備

中立性、公平性を保つため、きめ細かい内容まで掲載した「受付マニュアル」を完備しており、当該マニュアルに基づいた運営を徹底しています。

#### 施設受付方法の公開

施設の具体的な受付方法をホームページで公開するとともに、リーフレットを配布し、周知します。

初めての方でも容易に情報収集できるようにし、また、制度の認知不足による不利益がないように配慮します。

#### 施設抽選会の実施

男女共同参画センターでは、毎月1日の施設受付開始日に、公開抽選による施設抽選会を実施し、勤労婦人センターでは先着順などによる選考を行い、公平性を保つことで、利用者の信頼を損なわない取り扱いをしています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ウ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

### 救急救命

- ・救命講習の受講等

救命講習を受講した職員を配置するとともに、全職員に対し AED（全自動除細動機）操作研修を実施しています。

- ・AED の設置

AED（全自動除細動機）を館内のわかりやすい場所に設置しています。

### 館内施設・設備

- ・日常点検の実施

職員や設備担当者（委託業者）が館内を巡回し、危険箇所や施設・設備の不良箇所等の点検を実施しています。

- ・施設等の改修計画

施設面については、経年劣化による修繕費の増加が見込まれますが、今後、計画的に改修を実施していきます。（付属資料5・6）

### リスク担保（保険加入）

万一の事故が発生したときのリスクの担保として、各種保険に加入しています。

- ・施設管理者責任賠償保険（昇降機に関する特約付き）
- ・駐車場管理者賠償責任保険
- ・貸館中止対応保険
- ・公用車任意保険
- ・動産総合保険・現金動産総合保険
- ・ボランティア保険
- ・健康増進講座等に係る傷害保険

### 各種マニュアルの整備

館内事故対応マニュアル、応急手当マニュアル（AED、止血、骨折、搬送方法）を整備しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

## エ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

## 防犯対策

## ・防犯カメラ及び非常通報装置の設置等

館内及び駐車場に防犯カメラを設置しています。

また、男女共同参画センターでは3階事務室及び防災センターで警報が鳴る非常通報ボタンが、勤労婦人センターでは、警備会社への緊急通報と警報がなる非常通報ボタンが設けられています。

## ・館内の巡回

警備員や職員が館内を巡回し、危険物の発見等安全対策を講じています。

## ・防犯グッズの配備

緊急時に備えて、さすまたや防犯ベル等の防犯グッズを用意しています。

## ・警察官立寄所の表示

警察署との協議を行い、館内に警察官立寄所の表示をします。

## 防災対策

## ・消防計画の作成等

火災等発生時の役割分担、防災訓練等を定めた消防計画を作成し、消防署への届け出をしています。

## ・防火管理者の設置

甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として配置し、消防署への届け出をしています。

## ・防災訓練の実施

消防計画に基づき年2回の防災訓練を実施し、消防署に報告しています。

## ・消防設備点検の実施

法令の規定に基づき、年2回の消防設備点検を実施しています。なお、3館ともに防火優良施設の認定を受け、防火対象物点検報告義務が免除されています。

## ・貸室申込みの際の聞き取り調査

貸室申込みの際に聞き取りを行うことで、火気使用（消防署への許可申請が必要）や利用予定人数（定員を超える利用は不可）の把握を行っています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください



2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

危機管理体制

・緊急連絡網の整備等

緊急時に連絡が取れるよう緊急連絡網を整備しています。また、配偶者暴力相談における緊急時に備え、市の派遣職員である管理職に連絡できる体制を整えています。

・各種マニュアルの整備

台風対応マニュアル

盗難対応マニュアル

火災マニュアル、夜間における火災対応マニュアル

地震対応マニュアル

大雨による災害対応（避難勧告、避難指示）

暴力団対応要領

不審物の通報・発見があった場合

爆破予告があった場合の対応

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください